

電子納品に係る特記仕様書

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、当該業務である交通量等調査業務委託（以下「本業務」という。）の最終成果を電子納品の対象とし、そのために必要な事項について定めるものである。

（電子納品）

第2条 電子納品とは、本業務の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「相模原市電子納品運用ガイドライン【業務編】令和3年1月」（以下「ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

（成果品の納品）

第3条 成果品は、ガイドラインに基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）に格納して2部納品する。なお、電子納品の対象外とした品目は、従来通り紙で納品する。また、ガイドラインで特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して納品する義務はないが、監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。

2 前項で規定する電子媒体は、監督員と別途協議の上、他の電子媒体（DVD-R）とすることができる。

（成果品の確認）

第4条 受注者は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施すること。なお、電子データの検査方法については、別途協議の上、決定する。

（成果の電子納品対象とする品目）

第5条 本業務における電子納品の品目は下記のとおりとする。

- ・ 業務報告書

（その他）

第6条 受注者は、本業務の実施にあたり、事前協議を実施するとともに、結果を事前協議チェックシートに記載し、業務計画書に添付する。また、その他内容に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議し、その指示を受けなければならない。